

令和2年度 国立大学法人徳島大学契約監視委員会議事概要

開催日及び場所	令和2年12月22日(火) 徳島大学新蔵本部第2会議室	
委 員(敬称略)	委員長 矢部 誠一 (徳島大学監事) 委員 立木 さとみ (徳島大学監事) 委員 森 晋介 (弁護士) 委員 竹内 洋一 (公認会計士) 委員 森 裕之 (阿南医療センター参与)	
審議対象期間	令和元年10月1日～令和2年9月30日	
審議案件(/期間内対象案件)	8件／120件	(備考)
随意契約	3件／41件	意見、質問に対する回答部署 学術情報部図書情報課 常三島事務部会計課 蔵本事務部会計課 病院事務部経理調達課
一般競争契約	5件／79件	
委員からの意見・質問及びそれらに対する回答	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり

議題1 委員長の互選について

互選の結果、矢部委員が委員長に選出された。

議題2に入る前に、審議対象期間の契約の傾向について、委員長から以下のとおり説明があった。

- ① 前年度はポストLEDフォトニクス研究所の内閣府からの補助金の採択に伴い、契約件数が通常年より増加していた。
- ② 令和2年度においては、コロナ関連の契約が含まれているが、ほぼ通常年並みの契約件数になっている。
- ③ 1社応札の割合が50%を超えていた状況である。

議題2 競争性のない随意契約における随意契約理由及び落札率の妥当性について(審議3件／対象41件)

- ① 徳島大学病院における労働者派遣業務
- ② 徳島大学と日亜化学工業㈱及びテクニオーラエル工科大学との契約監視業務
- ③ 監査契約

<主な質問>

- (1) 随意契約に至った理由は？ 契約するうえで金額交渉は行っているか？

<回答>

- (1) ・競争に付したもの、大学の仕様を満たすような人材確保が時期的なことも含め困難であったため、随意契約に至っている。大学病院の運営管理という面で、一定基準以上の仕様は必要と考える(①)
・海外の大学及び民間企業という3者契約、国立大学法人法による文部科学大臣の選任による契約といった特異な性質、目的により随意契約をしている。ただし、選定委員会にて数社の契約内容等及び価格を検討したり、契約前に何社かの見積書を微取し、単価等を比較したうえで契約に至っている(②③)

議題3 一般競争入札で一者応札だったもの及び落札率の妥当性について(審議5件／対象79件)

- ① 公用携帯
- ② 労働者派遣業務
- ③ 徳島大学歯学部校舎第Ⅱ期改修工事に伴う移転作業請負
- ④ 徳島大学歯学部校舎第Ⅱ期改修工事に伴う精密機器等据付作業請負
- ⑤ 病院情報統合ストレージシステム

<主な質問>

- (1) 仕様書がある業者に有利な偏った仕様になっていないか？
- (2) 予定価格と契約額が乖離している理由は何か？
- (3) 検査試薬の契約についてエビデンスは取れているか？

<回答>

- (1) 仕様書を作成するうえで基本的な要件を備え、なおかつ大学という機関として一定以上の基準を満たした仕様としているとは思うが、広く競争性を保つという部分も仕様策定委員に理解いただいており、かつ、実際に応札業者も複数あることからも偏った仕様になっているとは考えていない(①②⑤)
- (2) 校舎改修に伴う移転作業業務における作業漏れのないよう積算、実際の現場確認と予定価格算出時期のずれによる予定価格の高騰、またコロナ禍による低価格での契約といったことが乖離の理由と考えられる。ただし、人材の確保、業務の進捗及び契約後の状態を注視しており、滞りなく業務は完了している(③、④)
- (3) 検査試薬は、医薬品のように後発医薬品が出たりすることによって、徐々に価格が安くなるといったことはなく、安く契約することが難しい部分はあるが、少ないながらも他大学実績との比較、業者との複数回の交渉により実勢に応じた適正な価格で契約を行っている。引き続き、更なる金額交渉に努めたい。

●委員からの要望事項

- ・仕様書の作成においては、教育・研究・診療等に支障がない範囲において、必要最低限の仕様とし、広く門戸を開いて競争性の確保に努めていただきたい。
- ・検査試薬のように経年比較することによって見えてくるものもある。引き続き公正な契約となるよう取り組んでいただきたい。

●その他

議事概要を大学HPで公開することとした。